

## 令和2年度 第2回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和2年9月15日（火）午前10時～12時

場所：埼玉会館ラウンジ

出席委員：宗澤委員、曾根委員、大島委員、田中委員、八木井委員、若山委員、  
田口委員、岡野委員、関口委員、宮野委員、高野委員、白内委員、島村委員  
亀岡委員、中井委員、松岳委員、長岡委員、関口委員

18名

欠席委員：小野寺委員、榊田委員 2名

### 1 開会

（司会）

皆さま、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を開催します。私は、障害者福祉推進課副課長の本橋と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日の会議には、委員総数20名のうち、18名にご出席いただいております。協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

また、当協議会は原則として公開しております。本日は1名の傍聴者がいらっしゃいます。

<あいさつ>

（司会）

では会議に入ります。

はじめに障害者福祉推進課長の村瀬から挨拶申し上げます。

（障害者福祉推進課長 村瀬）

皆さん、おはようございます。埼玉県障害者施策推進協議会の開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

宗澤会長はじめ、委員の皆さま方には大変お忙しい中、また新型コロナウイルス感染症

の流行が未だ続いている中、ご出席いただき、ありがとうございます。また、県の障害者施策の推進にあたりまして、日ごろから格別のご理解とご支援をいただいておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

ご案内の通り、今年度は第6期障害者支援計画の策定年度にあたります。新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、6月の第1回協議会は書面により開催させていただきました。また、7月のワーキングチームについても、ビデオ会議での会議開催を余儀なくされまして、皆さまには大変お手数をおかけしました。

そうした中ではありますが、書面開催、ビデオ会議を通じ、皆さま方から障害者を取り巻く現状の課題について貴重なご意見をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

7月下旬には、県内20の障害者団体からヒアリングも実施しました。これまでの会議やヒアリングを通じて頂戴しましたご意見については、検討し、可能な限り計画に反映できるよう努めております。本日は計画に盛り込む施策について、改めてこの場でご協議をいただければと考えております。

本日の協議結果を踏まえて、来年3月の計画策定に向けて準備を進めてまいります。委員の皆さまには、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

次に、本日出席しております事務局職員について順に自己紹介を申し上げます。

～事務局職員自己紹介～

(司会)

次に、本日お配りしました資料の確認をいたします。

～配布資料確認～

(司会)

では、議事に入ります。

本協議会規則第6条第1項により、ここからは議長の宗澤会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

< 2. 議事 >

(宗澤会長)

それではこれからの議事進行を、私が担当いたします。ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、本協議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。今日は宮野委員と高野委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(宮野委員)

印鑑は必要ですか。

(宗澤会長)

印鑑はいるんですか？

(事務局)

大丈夫です。

(宮野委員)

大丈夫ですね。

(宗澤会長)

はい。ではよろしくお願いいたします。

次第の「2. 議事」に入ります。「(1) 計画の概要について」。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害者福祉推進課の柿沼です。まずは、資料が非常に多くなり、申し訳ございません。

まず資料1をご覧ください。第6期埼玉県障害者支援計画の概要です。まず「1. 策定

作業」につきまして。これまでも行なっていることも含めて、このような作業を今後進めてまいります。「(3) 障害者団体へのヒアリング」については、先ほど課長が申したように7月に終了しております。「(4) 市町村へのサービス見込量調査」も、今月末と12月に行なう予定です。最終的な計画(案)について「(6) 県民コメント」を行います。これは来年1月頃実施予定です。

次に「2. 今期計画の主な特徴」について。まず「(1) 埼玉県全体としての方針(埼玉版SDGsの推進)を反映」とあります。「SDGs」は、聞き覚えがなかなかないかと思いますが、下にありますように「持続可能な開発目標」というものです。

参考資料1をご覧ください。「SDGsとは」とあります。2015年の国連サミットで全加盟国が全会一致で採択した国際的な目標です。全部で17の目標があり、この中に「福祉の目標」もあります。

これを県の5ヶ年計画など県の様々な計画に反映していこうと、埼玉県全体として取り組んでおります。ですので、支援計画にも埼玉県の全体方針である「埼玉版SDGsの推進」を反映させていきたいと思っております。

「(5) 国基本指針の反映」ですが、国基本指針は全自治体に向けた「障害者基本計画を作る場合はこういう施策を掲載する」という方針ですので、これらも反映するつもりでおります。この中の⑥と⑦が前回から加わっているものです。

2ページへ進みください。「(6) 障害者等に関する制度改正を反映」について。第5期ができた後、障害者に関わる様々な法律、条例が制定されたり、改定されております。ここにあるように「①社会福祉法の改正」から、県の条例である「⑦埼玉県ケアラー支援条例の制定」を反映させていこうと考えています。

また「(7) 新たな課題への対応を反映」について。これはご存じの通り、皆さま方からご意見がありました新型コロナウイルス感染症の施策についても、新しく1つの章として計画へ盛り込もうと考えているところです。

「3. 構成(案)」と「4. 骨子(案)」については、後ほど説明しますので、割愛いたします。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいま、資料1について説明がありました。これについてご意見、ご質問があれば、承ります。

ここは内容というよりも、柱のご説明をいただいたところです。内容に関わって、もし資料1でご意見、ご質問があれば、あとでもお引き受けするというので、前に進みます。

では、この計画の概要で進めるとして、「(2) 計画の構成(案)について」を、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。こちらは第6期障害者支援計画の構成(案)となっております。障害者支援計画の目次のようなものです。5期計画と変わった部分が太字ゴシックで記載しています。大方、第5期計画を踏襲して作っています。

右に吹き出しがあり、こういうものを新たに計画に入れていきます。その中にはワーキングで出たご意見、団体ヒアリングで出たご意見、国の指針、法改正によりいろいろ施策へ反映する部分です。

4ページの第8章をご覧ください。現行の第5期計画はワーキングで皆さま方が話し合っていたいただいた提言を盛り込みました。今回はこの2年間で皆さま方がワーキングで話し合っていたいただいた様々な重点課題、施策をもれなくここに入れたいと考えています。

説明は雑ぱくですが、以上です。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

資料2について、吹き出しの部分を中心にご覧いただければ、新しく付け加わる内容が出てくると思います。

では今の説明にかかわりまして、皆さまからのご意見、ご質問を承ります。いかがでしょうか。

(若山委員)

意見ではないのですが、構成の中で第8章についてのお話がありました。

結構前の話になりますが、従来は第8章はなかったのです。なかなか施策推進協議会で話し合ったことが全体の章の中に反映されていないとなり、第8章が設けられたと記憶しています。第8章という位置づけをそのまま残してくださったことは結構ですが、できる限り協議会の意見を全体の中に反映させるということで、お願いしたいと思います。

(宗澤会長)

そういうものだと思います。できる限りのところで、よろしくお願いします。

(事務局)

かしこまりました。

(宗澤会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(岡野委員)

よろしいでしょうか。埼玉県聴覚障害者協会の岡野です。

今、ここでお出しするのかがどうかがわからないのですが、この計画を作る際に、知事の挨拶、1章、2章、3章と続くと思います。紙の色を分けていただくことは可能でしょうか。例えば始めの部分は黄色、後ろの計画は白というように、色分けをお願いできればと思います。色が違うことで、説明の内容がはっきりわかります。挨拶の部分と本計画の部分を分けていただけると、どこからが本文の計画かがわかるかと思いました。2色になるというイメージです、いかがでしょうか。

(事務局)

お答えいたします。白黒で印刷するよう予算化しておりますので、できれば白黒で行いたいと考えております。なんとか見やすくなる工夫をしていきたいと思っております。以上です。

(宗澤会長)

印刷は白黒でも、岡野さんがおっしゃった、区別をするために紙の色を変えることはできませんか。白ではなく、分けるべき部分を…。

(事務局)

可能かどうかも含めて、検討させていただきます。

(宗澤会長)

はい。岡野さんのご意見を、できるかぎり生かせるよう、一度ご検討ください。よろしくをお願いします。

その他、いかがでしょうか。

(曾根委員)

資料2の3ページの「Ⅲ 就労を進める」という章があります。

8月末で行なわれた、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、昨年、れいわ新選組から全身性障害の参議院議員さんが2人誕生したことをきっかけにして、重度障害者の職場介助の問題や通勤支援の問題が、施策化されることになりました。そしてその具体的な内容が資料として公表されました。それが「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、これは雇用の普及を基にした制度です。また雇用の普及では自営業者は対象になりませんので、自営業者の通勤支援を行なうために、地域生活支援事業の中で「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」が創設されています。すると視覚障害者でマッサージ業を営んでいらっしゃるような方が、これを使える可能性が出てきたのかなと思います。

このように、従来は就労施策の中でなかなか難しいとされていた重度障害のある方に対して、職場での介助が可能となってきたという新しい動きがあります。「1 就労に向けた支援」の(1)～(3)にもう1つ加えて、「重度障害者の就労の支援」や「就労促進」の項目を設けて、そこへ「新しくできた制度の活用により重度障害者の就労促進する」という内容を盛り込んではいかがでしょうかと思いました。

この資料ができてから公表された資料だったので、この場で意見を述べさせていただきました。

(事務局)

検討させていただきます。ありがとうございました。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

ないようでしたら、次の資料3へ進みます。では「(3) 計画骨子(案)について」を事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3をご覧ください。こちらは第1回のワーキングで、皆さまに一度お見せし、概ね了承された部分と、さらにそのときのご意見を反映させたものとなっています。

「I 計画の趣旨」～「VI 施策体系」まで書かれております。これを基本に今後計画案を作りはじめようと考えているところです。

1点だけ、説明いたします。

3ページの「V 課題 1. 障害者への理解促進と差別解消の推進」において、ワーキングや団体ヒアリングでもご意見がありました優生思想について言及いたしました。「施策」ではなく、「取り組むべき課題」の文中に掲載するとしたことから、こちらに入れております。

説明は以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それでは資料3の説明、資料そのものについて、ご意見、ご質問を承ります。

(八木井委員)

3ページの「V 課題」の1の優生思想の部分について。障害者が生まれないようにする出生前診断をやめるようになど、もっと強い言葉を入れたほうがいいと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(宮野委員)

資料3の「IV 現状」についてお伺いしたいと思います。

まず、この数字。県内の障害者手帳所持者数には、さいたま市も入っているということ

でよろしいでしょうか。

(宗澤会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

さいたま市も入っております。

(宮野委員)

それから、下の部分に、平成21年度から10年間で増加したパーセンテージが書かれています。身体障害者手帳の所持者は+3.6%、療育手帳所持者は+70.7%、精神障害者保健福祉手帳は+148.9%となっています。この数字について、私はピンとこないのです。だいたいどのぐらい増えたのでしょうか。

また、身体障害者手帳はそれほど増えていないのですが、療育手帳や精神手帳がすごく増えています。これには何か理由があるのでしょうか。

疑問に思ったので、わかる範囲で教えてください。

(宗澤会長)

よろしくお願いします。

(事務局)

療育手帳についてお答えします。

昨今、障害者の雇用率について各事業所が取り組んでいる中、一方で雇われる側としても障害者雇用の意識が高まる中で、手帳を取得しようという動きが背景にあるのではないかと考えています。

明確な理由の分析はなかなか難しいのですが、そのような背景があるのではないかと考えているところです。以上です。

(宗澤会長)

精神については？

(事務局)

精神障害者保健福祉手帳について考えられることとして、1つには最も新しく手帳制度ができたということ。平成7年度からこの制度ができあがっています。だいぶたってはいますが、今でも年々多くの方々からの申請をいただいている状況です。

また、先ほどもお話に出ましたが、法定雇用率の関係で精神障害の方も算定の対象となりました。この手帳を取得することにより、就職しやすくすることもあるかと思えます。

あと、細かい部分で申し上げますと、平成25年から県内の全バスで精神障害者手帳を持っていらっしゃる方は割引対象、半額になります。そのようなことも考えるかと思えます。以上です。

(宗澤会長)

よろしいでしょうか。はい。

その他いかがでしょうか。

(亀岡委員)

同じページです。「2 難病患者、発達障害者の数」が出ています。

発達障害者数で、今までもそうですが「推計」となっていました。手帳所持者や精神の自立支援移動を利用している方に調査していただくと、手帳をとっていない方ももちろんいらっしゃいますが、手帳を持っている方や医療を使っている方については数が出ると思えます。それも今後ぜひやっていただきたいと思えます。

(宗澤会長)

ご要望として、国の推計値を引用するだけでなく、もう少し確かな数字にアプローチする方法があるというご指摘かと思えます。担当課いかがですか。

(事務局)

高次脳機能障害については、全国でも5年に1度の調査に基づいて埼玉県としての数も推計を出しています。それ以外に、今おっしゃられたような、精神手帳の申請時、自立支援医療の通院の申請時にも、診断書の中から発達障害や高次脳機能障害は拾えるものは拾

えます。ただ、すべてが書ききれないこと。それから申請をなされない、潜在的な、あえて手帳の申請をされない精神障害者もいらっしゃいますので、なかなか全貌は難しいと思います。

しかし今おっしゃった手帳や自立支援の申請時における、発達障害や高次脳機能障害に該当する方の数がある程度把握できているところです。以上です。

(宗澤会長)

よろしいですか。

(亀岡委員)

はい。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(島村委員)

今の、自立支援についてです。

私はてんかん発作を起こしてもう20数年たちますが、埼玉に来てからはじめて自立支援の制度があることを教えていただきました。それまで、そういう制度があることを知らずに、3割負担でお金を払っていました。

やはり「自分で調べなければいけない」ということもあるのですが、埼玉の場合だと病院の先生が「こういう制度があるから、使ってみたらどう？」と教えてくれ、今、自立支援と精神障害者の手帳も申請し、2級を持っています。

やはり行政だけではなく、医療、先生方からの支援をしていただけると、助かると思います。以上です。

(宗澤会長)

中にはそういう形で埋もれてしまっていることもあるので、診療の現場で支援もしてほしいと。

(島村委員)

为什么呢か…申請できるのに、それを知らずにいる方が結構いると思います。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(曾根委員)

2つ意見、1つ感想です。

1つめ、3ページの「1 障害者への理解促進と差別解消の推進」で、文章の2行目に「優生思想に基づく不幸な事件や問題」という表現があります。

一般的に「不幸な」というと、偶発的に起こったものに対してつける言葉という印象があります。「許されない事件や問題」など、そのような表現に改めてはどうかと思いました。これが1点です。

そして「3 障害者の就労支援」について。先ほどの繰り返しになりますが、これも「重度障害者の就労促進」という言葉を加えたらどうかと思いました。

1つ、感想があります。先ほどの八木井委員さんから出生前診断の話がありました。優生思想という観点から出生前診断についての触れるべきではないかという意見でした。

私もそのような観点は理解しつつも、以前から女性の産む権利の問題との衝突がずっと言われている問題です。出生前診断をするべきではないことは、そのような観点から書けるかどうか、慎重に検討いただいたほうがいいと思います。八木井さんの意見を否定しているわけではないのです。八木井さんの観点もありますし、女性の産む権利という観点から出生前診断を認めることはできない、という議論もあります。それら両方を考慮して、ご検討いただければいいと思いました。以上です。

(宗澤会長)

他にいかがでしょうか。

(関口(暁)委員)

1ページの「1 計画の趣旨」に、埼玉県ケアラー支援条例が書かれていますが、それ以降には、ケアラーについてまったく触れられていません。ケアラーの現状が実際どうな

っているか、課題がどうなっているかを踏まえて、計画骨子のことを考えることは必要ではないかと思いました。これは意見です。

(事務局)

お答えいたします。

ケアラーに関してですが、県では「県ケアラー支援推進計画」や「介護保険計画」など様々な計画を作成中です。これら他の計画とバランスをとりながら障害者支援計画も作成していますので、今後入れていくこととなります。よろしくお願いします。

(宗澤会長)

他に。はい。

(宮野委員)

「IV 現状」についてもう1つ質問がありました。

「(3) 精神障害者保健福祉手帳所持数」について。18歳未満の数字が出ていません。これは何か意図することがあるのでしょうか。

(事務局)

結論から言えば、特に意図することはありません。18歳未満について、当然数字も取れます。必要性があれば入れることは可能です。

(宗澤会長)

余計な発言かもしれませんが、精神障害者については確定診断がアタッチとなっています。18歳未満を出すことは技術的に難しいのではないのでしょうか。

手帳のある人は確認できますが、それが実態を反映しているかどうかについては疑問ではないかと、私は思います。

(宮野委員)

はい。

(宗澤会長)

だいたい、よろしいでしょうか。

それでは次「(4) 第1回ワーキングチームの結果を踏まえた施策(案)について」を、事務局から説明お願いいたします。

(事務局)

説明します。資料の4、5、6をご用意ください。

資料5と6は第1回ワーキングで、おおかた皆さま方の賛同を得られたものとなっておりますので参考につけました。ただ、資料5については、その時に皆さま方から意見が出たもの、例えば1ページの真ん中の行、「ヒューマンライブラリー」についてですが、「県としては掲載しない」としたところ、委員の皆さま方から「掲載すべき」というご意見が出ましたので、最終的に県では「掲載する」と修正してあります。そのような部分が若干変わっているところです。よろしく申し上げます。

2ページをご覧ください。虐待防止策についても、県から「研修の義務化は難しい」といたしました。しかし、ここにある通り「なんらかの施策を担当課である障害者支援課を中心に全庁的に取り組む」と修正したので記載しています。

これらのワーキングからの意見を基に、計画に盛り込む主な施策として取りまとめたものが資料4になります。2ページにわたって、全部で18項目。中には、現行施策と結果的に「変更なし」もありますが、施策番号に「新」と書いてあるものが、新たな施策です。

施策番号2番では現行施策の132番が該当しますが、修正している部分に下線を引いてあります。以上です。

(宗澤会長)

ただいま説明いただいた部分は、ワーキングのご意見を施策に反映している部分です。皆さんでご確認いただくとともに、ご質問、ご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

(関口(正)委員)

虐待防止・権利擁護研修の受講対象者を学校など関係者まで広げると、資料4の3番に書いてあります。実際「描いた餅」にならないよう、講師を担当する方などの目安は大丈

夫なのでしょうか。

(事務局)

虐待防止研修については、毎年度障害福祉サービス事業所を対象に実施しております。その研修の受講を医療機関や保育園、関係者まで広げることを考えております。

(関口 (正) 委員)

広げるのはいいのですが、実際に講師や教える立場の方は、十分足りているわけですか。

(事務局)

虐待防止について講義する講師ですよね。同じ講師の方を頼む予定です。

(関口 (正) 委員)

他の所でも年間2500人という数字が出ています。それをやりながらですと、10年ぐらいかかるという。どこに書いてあったかはわからないのですが、そのような記述もあります。

やはり虐待防止や身体・命に関わる部分もありますので、なるべく早い時期にそのようなことをやったほうがいいのかと思います、発言させていただきました。

(事務局)

2500人とは、私の発言です。現在の研修のやり方で行なうと、それだけかかります。確か、国のほうから通知があり、集合研修、大会場でも行えるということでしたので、そこに医療の方や保育の方にも参加してもらおうと。それで数を増やせるということになり、記載しました。

(関口 (正) 委員)

わかりました。

(宗澤会長)

他に。はい。

(松岳委員)

資料4の1ページ、2番、学校の教職員や事務補助などの雇用に努めます、とあります。そこに「会計年度任用職員として」とありますが、これは1年限りの採用ということでしょうか。

(事務局)

その通りです。1年の雇用になります。

(松岳委員)

はい。このように「短期でしか採用できません」という印象しか受けません。

採用されるのはいいのですが、「会計年度任用」という言葉は必要ないのではと思いますが。

(宗澤会長)

この文章自体は、本採用と会計年度任用職員と両方で採っていくことの説明をしていると思います。表現として松岳さんが心配されている、単年度だけということが前面に出ないような表現にできればいいのではないかと。そういうことだと思うのですが、いかがでしょうか。

(松岳委員)

そうですね。きちんとした本採用の人も採っていることであれば構わないのです。しかしこの文章を読んだときには、ここが気になりましたので。

(事務局)

基本的には、書いてある通り「本採用職員として障害者の採用に努めます」と。しかし県の採用とは本採用のほかに会計年度任用職員もあるので、こちらでも採用しますという意味で書いています。マイナスのイメージではまったくくないと思います。

(松岳委員)

わかりました、ありがとうございます。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(亀岡委員)

5番の施策195番について。前半の取り消し線の部分、なぜ消したのかが気になっています。それと、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することと、発達障害の診断を専門に行なうことができる医療機関を確保するという、2つのことが1つの項目に入ってしまったような気がします。医療機関の確保でも診断できる所が非常に少なく、とても重要な課題だと思います。ここに一緒に入れずに、分けて項目を立ててくださったほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

はい、お答えします。

まず前半分が消えているというのは、元ある195番を上書きする形で、新たにペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等の支援体制を確保すると入れたので、わざと線を引きました。

また2つに分けることについては、検討させていただきます。よろしくお願いします。

(亀岡委員)

できれば元の文章を少し入れて、発達障害者に対するペアレントプログラムなどを充実させるとしたほうがいいと思います。お願いします。

(事務局)

それについては検討いたします。

(宗澤会長)

他、いかがですか。

(宮野委員)

9番について。Cチームで取り上げた施策を入れていただいています。これを読むと「障害者雇用への理解を促すとともに」とあり、とにかく「障害者」と書いてあります。しかし私としてはもっと具体的に「難病患者」という言葉も入れていただきたいと思いました。これだけではピンとこないのです、その辺なんとかできないものでしょうか。

(宗澤会長)

いかがですか。

(事務局)

全体的な話になると思いますので、検討いたします。

(宗澤会長)

一貫して、難病患者団体からは、雇用の点でご意見を承っております。できればご要望に応じてと思います。

他、いかがでしょうか。

(長岡委員)

埼玉県発達障害福祉協会の長岡です。2点あります。

1つめは8番について。「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」という部分について。数値目標を上げることとは違い、質の向上という部分では、現場の立場では非常に難しいところです。少し表現がざっくり過ぎないかなというのが、気になりました。

もう1点は3番ですが、先ほど虐待の研修の話がありました。法定研修とかが複雑になり、研修の回数や対象者が増えてくる状況がある中で、人材の育成が大きなテーマです。18番の地域生活支援拠点の部分で、地域生活支援拠点の5つの機能の中に人材育成という項目があります。そういう意味では、人材育成も圏域や市町村でもっと積極的に人材育成できる体制をとっていかないと…。先ほど講師の話がありましたが、やはり人材育成は大切ですが、現実的には実施していくのが厳しくなっていくのではないかと、という部分でこの18番と絡めるのはいかがでしょうか、と思いました。以上です。

(事務局)

8番で「ざっくり」というのは、その通りだと思います。このまま記載するつもりはなく、言い方等は検討していきたいと思います。

実は、国の基本指針にも「質を高める」とあり、資料1でも説明しました。国が質を高めるために「自治体でこういうことを取組みなさい」と示していますので、それらを中心に文言を検討していきたいと考えています。

(宗澤会長)

施策の中身の肉付けの部分は、これから進める部分かと思います。今の長岡さんのご意見も踏まえて、ご検討いただければと思います。

だいたいよろしいでしょうか。

(曾根委員)

くどくて恐縮です。この資料4の2ページの10番です。先ほどから申し上げている重度障害者の就労促進を加えてはどうかと思いました。

もう1つは、Aチームからご提案させていただいたヒューマンライブラリーについて採用いただきまして、ありがとうございます。Aチームのワーキング代表としてお礼申し上げたいと思います。以上です。

(宗澤会長)

では時間の関係もありますので、「(5)障害者団体からのヒアリングを踏まえた施策(案)について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料7、8をご覧ください。皆さまにお見せするのは初めてかと思います。資料8は、7月に県内の20の障害者団体から支援計画についてのヒアリングを行ない、その意見をまとめたものです。細かく、いろいろな内容が書いてあると思います、全部で5ページあります。

この中から、団体から出た意見を新たに施策としてまとめたものが、資料7です。団体から出た意見として、どのようなものを盛り込んだのか、例えば「多様な働き方の支援」

や「サービスの質の向上」「人材育成」「人材確保」「障害者への理解のさらなる促進」などが多かったと思います。これらを踏まえて作成したものが、資料7となります。

資料4と重複する施策も若干ありますが、それだけ必要な施策としてあげさせていただきました。よろしくお願ひします。

(宗澤会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問を承ります。いかがでしょうか。

(若山委員)

直接内容とは関わりはありませんが、ヒアリングに出た者からの感想は聞いています。ただ、事務方がただ話を聞くだけという形になっているので「出た甲斐があったのかどうか」との感想が出ていました。以前なら施策推進協議会の委員等も参加したこともあるので、「その場でのやりとりがあれば良かったな」と聞きました。運営について、今後検討する場があればお願ひしたいと思っています。出た意見がきちんと整理されているのは、大変ありがたいと思っています、以上です。

(宗澤会長)

今のご意見をご要望として受け止めていただけますね、はい。

他、いかがでしょうか。

(関口(暁)委員)

資料7の5番、7番について。かなり内容的に重複している部分があると私は理解してしまいます。人材育成とサービスの質の向上は、一つの施策としたらどうか。どう違うかがわからなかったのです。

(事務局)

検討させていただきたいと思います。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(関口(暁)委員)

6番のところ、きょうされんさんが挙げていらっしゃる、グループホームの質が悪いという部分。私が現場で仕事をしていながら、新規のグループホームでの虐待案件をよく耳にするんです。先ほどの虐待防止の研修の話もありましたが、新規で事業所を立ち上げる所について、そこでも虐待研修の参加を義務にしてもいいのではないかと思うほどです。

前からある所ではそれなりに出しているかと思いますが、新規の所では素人さんが参入しています。利用者の対応がわからず虐待になってしまう、先だって警察に逮捕された人に運営者がいました。そこに私たちが支援した利用者がいて、ひどい虐待を受けていた事案があります。

参入してくる方々に素人が非常に多く、「やれるのだろう」という甘い見込でやるのはいいけれど、対応がなかなか難しく虐待につながってしまう。このことを考えますと、新規参入の事業者については、虐待研修を義務化してもいいのではないか、任意ではなく、そこはお願いしたいところだと考えています。

(事務局)

ご意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(岡野委員)

埼玉県聴覚障害者協会の岡野です。資料8についてお伺いします。

資料8で、確認のために団体にもう一度お返しされたかどうかをお聞きしたいです。といますのは、私どもの団体は2番です。埼玉県聴覚障害者協会から出した意見で、これを見ると少し足りない気がします。団体にヒアリングした結果、このようにまとまったというものを再度団体に対して確認をお願いしたいです。いかがでしょうか。

(事務局)

答えから言いますと、皆さま方からいただいたご意見の内容は、これよりはるかに多くいただいています。それをまとめたものがこちらになります。それを皆さま方へ「これでいいですか」という確認はしていません。

また、聴覚障害者協会さんからのご意見は文章ではなく、全部手話でお話されました。それをメモして作成したものがこちらです。ほとんどがこちらに網羅されているものと思っています。

(宗澤会長)

岡野さんどうぞ。

(岡野委員)

できれば団体にもう一度確認していただきたいと思います。

私どもだけではなく、他の団体さんにも「この内容で」と確認されたらと思います。

(宗澤会長)

岡野さん、私から質問してもよろしいでしょうか。

この協議会の中で確認する以外の手順が必要だと、ご要望なのですね。

(岡野委員)

私どもは手話でお話しました。文章でお渡ししていません。手話で話したことが、この文章と合っているかどうかの確認を、団体としてさせていただきたいと思います。

(宗澤会長)

なるほど。コミュニケーションの問題として、もう少し丁寧に手順を踏まえてほしいというご趣旨だろうと思います。事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

では聴覚障害者協会さんには、このデータをお渡しいたしますので、ご確認いただければと思います。

(宗澤会長)

ありがとうございます。

(岡野委員)

ありがとうございます。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(事務局)

1つよろしいでしょうか。

5ページ、19番の視覚障害者福祉協会さんのところで、間違いがありました。訂正いたします。

左のAチームのところ、「視覚障害者」となっています。「視覚障害者」の間違いです。その下は「全問」ではなく「全盲」の間違いです。チェックミスでした、申し訳ありません。

(宗澤会長)

それでは「(6) 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会から提案された施策(案)」について説明を、事務局からお願いします。

(事務局)

資料9、参考資料2、3をご用意ください。

最初に参考資料2をご覧ください。これは埼玉県手話言語条例の条文です。第七条、3ページをご覧ください。手話環境整備施策推進懇話会からなぜ施策が提案されたのかの根拠がこちらに書いてありますので、読ませていただきます。

「第七条 県は、障害者基本法に規定する都道府県障害者計画（これから定めようとしている私どもの計画）について、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、(中略) これらの者との協議の場を設けるものと

する。」

この協議の場がこの「手話環境整備施策推進懇話会」となっています。参考資料3がその設置要綱ですが割愛します。

8月にこの懇話会を開催いたしました。そこで、県の計画へ新たに盛り込むべきとされた施策が、資料9です。基本的には、こちらが手話環境整備施策推進懇話会全体として出されたものです。こちらをお読みいただければと思います。ご意見等がありましたら、よろしくお願ひします。

(宗澤会長)

では、皆さんからご意見、ご質問承ります。いかがでしょうか。

(関口(暁)委員)

ここの地区の施策推進協で話も出ているところです。手話派遣者がなかなか確保できないと。確か、所沢だったでしょうか、ICTを使い、画面に映し、手話を行政の方とできる環境を作っていると伺いました。手話の派遣が難しい場合にカバーできるように、ICTを使った手話の提供ができる体制もあっていいのではないかと思います。

この意見の中ではどれに当てはまるのかなと思い、見ていました。それらも体制としては必要かなと考えます。

(事務局)

その件については、手話環境整備施策推進懇話会の会長がいらっしゃっていませんので、持ち帰り、検討させていただきます。

(宗澤会長)

他にいかがでしょうか。

(島村委員)

岡野さんに伺いたいのです。私も手話の勉強を少ししたことがあります。手話は勉強したいのですが、ろう者の方は普段どんな所にいるのでしょうか。勉強しても、それを生かせないと忘れてしまうことがあります。埼玉県内でろう者の方をあまり見かけることがな

いのです。ろう者の方と接することがないと、せっかく手話を学んでも、生かすところがないかなと思っています。

(宗澤会長)

岡野さん、いかがですか。

(岡野委員)

確かに聴覚障害者といっても、年代的にも幅広いです。実際の人数は多いんです。ただし、手話で日常生活している聴覚障害者は全体の10%ぐらいです。生活の中で使う場面は、皆さんにとっては少ないかもしれません。

また、ろう者にとっては日本語を苦手とする人たちも多いのです。皆さんが日本語を日常使うように、私たちは言語として手話を使っていきたいという考え方があります。

手話をせっかく身につけても使う場が少ないとおっしゃるのは、実態かなと思います。今後の課題として、手話を身につけた方々が、どのように使ってくれるか、どのようにコミュニケーションをとっていくかも課題になると思います。

(宗澤会長)

よろしいですか。

(島村委員)

はい。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

推進懇話会で検討いただいた内容を盛り込んでいるということです。先ほどのICT活用の部分については、事務局にご検討いただくとして、よろしいでしょうか。

はい、それでは次「(7) 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策施策(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料10、11、12をご用意ください。資料12については、先週皆さまにお送りできなかったものですので、皆さま、初めて目にしたものと思います。資料12をご覧ください。

ワーキングチームでも私がお話しました、県の特に障害福祉関係に関する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策をまとめて、皆さまに8～9月にお届けするとお約束していたものです。1枚紙にまとめてしまいましたが、簡潔にまとめたつもりです。

「1 社会福祉施設等への支援 (1) 感染予防」では、マスクや消毒液等の衛生用品の配布、障害者入所施設に対するロボット等の導入支援、障害児者入所施設の利用者と家族のオンライン面会等を行うためICTを導入する費用を助成、施設職員を対象とした感染症対策の研修動画の配信。

「(2) クラスター対策」では、感染症専門医や感染管理認定看護師など感染症対策の専門家で構成されたコロナ対策チーム(COVMAT:コブマツ)を感染者が発生した施設に派遣し、感染拡大防止の支援を実施、感染のあった施設に応援職員を派遣する施設間の互助ネットワークの構築、多床室の個室化改修。

「(3) 事業支援など」では、感染予防や感染拡大防止のためのかかり増し経費に対する補助、学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用増に係る障害児入所給付費負担金の支給、職員への慰労金の支給。

「(4) 在宅障害者への支援」では、家族介護者等が新型コロナウイルスに感染して入院した場合でも濃厚接触者である障害児者が安心して生活できる場所の確保、企業の休業等により影響が生じた障害者に対する生活支援、在宅障害者の安否確認や訪問入浴サービスの体制強化を行う市町村への支援。

「(5) 障害者就労施設への支援」では感染症の影響で生産活動収入が相当程度減収している事業所において生産活動の回復に向けて必要となる経費の支援、利用者のテレワークのためのシステム導入経費等の補助。

「2 検査体制」では施設内で陽性者が発生した場合、利用者、職員等のPCR検査は7月から始めております。

「3 相談窓口」として、エッセンシャルワーカーのためのこころの相談窓口を、県が開設しました。埼玉県こころの電話は従前からある電話相談の窓口です。

「4 情報保障」では、遠隔手話サービスの導入、知事会見に手話通訳の配置。

大方こちらが、新型コロナウイルス感染症への対応策として、県が障害者福祉関係とし

で行なったものです。当然これ以外の施策も県は行なっていますが、障害福祉に関連してまとめたものが、こちらになります。

続きまして資料11をご覧ください。

前回の書面開催において、皆さま方からコロナウイルス感染症に関するご意見やご提案をいただいたものです。それを整理したものがこちらになります。先週、すでにお配りしていますので、読み上げることはいたしません。よろしくお願いいたします。

このような資料11の中から、施策として県として今の時点で盛り込むべきものとして取り上げた施策が資料12です。

今のところ、5つの施策を考えています。このうち、1、3、4番についてですが、障害者だけではなく介護保険の事業計画も並行して、現在、県が作っております。そちらも国の基本指針が示されます。障害者支援計画の基本指針は5月でしたが、介護保険の基本指針は7月に出ました。介護保険の基本指針のほうが直近なのですが、その中で各自治体へ示された感染症対策が1、3、4番になっています。おそらく国も全自治体へ感染症対策として行なってほしいというものですので、1、3、4番を入れております。

(2)については、皆さまから検査についてご要望があることで入れています。若干担当課さんからご意見が出ました。「重篤化しやすい」は「重病化しやすい」がいいなどの意見をいただきました。このままだと、重症化しやすい障害者の方、重症化しなくても障害者の方すべてが検査、入院できる書き方になっていますので、このあたりはおいおい直していきたいと思っています。今日はたたき台として皆さまに示しております。

5番についても、皆さまからご要望の多い、福祉避難所の感染症対策。ゾーニング、マスクの備蓄などについても、基本的には市町村が行なうものですが、私どもとしてはマニュアルを作る、後方支援をさせていただこうと記載しました。

そのようなことから、全部で5つの施策を「新型コロナウイルスなどの感染症対策」としました。新型コロナウイルス対策だけではなく、これから流行するインフルエンザなどその他の感染症もあるかと思えます。それも含め感染症対策という名前で1つの章を設けたいと思っています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それではコロナ対策の説明を受け、皆さまのご意見、ご質問を承ります。

(田口委員)

埼玉県視覚障害者福祉協会の田口です。

コロナ対策ということで、団体からの意見の中にもありましたが、私たち視覚障害者にとって、入院あるいは隔離となった場合、それなりのサポートをお願いしたいと。会員のヘルパーさんに来てもらうというわけにはいきません。サポート体制を作っていただきたいことが1つ。

それと…この場で話す話題かどうかわかりませんが、医療機器、今言われているエクモ（ECMO）、人工呼吸器など高度医療の呼吸器が爆発的な感染が起きた場合に不足するのではないかと。医師がそのときにどちらを優先して治療するのか、判断に迷う場面が出てくることから、大阪の現役のお医者さんが「譲ります」カードを作ったという話を聞きました。こんなことになっては大変なことですし、起きてほしくないことです。医療者としては高度医療を十分に生かせる、感染が広がったとしても十分生かせるような、「譲ります」カードなど要らないような医療体制を作っていただきたいことが要望の1つです。

「譲ります」カードの考え方は、延長線上にいくと、「生産性を高める人を残しましょう、生産性の低い人は亡くなくてもいい」という思考に入ってしまうのではないかと、私は思いました。津久井やまゆり園の問題や囑託殺人と言われた筋萎縮性側索硬化症の問題の延長線上へつながってしまうのではないかと思ひ、私は「譲ります」カードについては危惧を持っています。

特に高度医療の設備充実をお願いしたいと、今私の要望として聞いていただければと思います。

(宗澤会長)

事務局、何かございますか。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。高度医療の体制整備につきましては、今年の秋冬、新型コロナウイルスの感染の拡大も懸念されております。その辺は各医療機関の判断になるかと思いますが、国から交付金も支給されますので、そのようなものを活用したうえで、重点医療機関を中心に医療機器の整備は進めていくことになっております。

また重症患者の受け入れ体制につきましても、県でも各医療機関と調整してピークを迎える冬に向けて、病床の確保を進めているところです。

(宗澤会長)

ご意見の要点は、高度医療の保障について障害のあるなしに関わらず、平等に受けれるようにしてほしいことが1つ。そして入院して重症化している段階でも、情報保障や障害特性にふさわしい対応を医療機関の中でもしてほしい、ということだったと思います。

私が聞いている範囲でも、クラスター感染が発生した施設で重症者が出た場合、入院しますよね。そこで医療機関が不慣れな部分もあって、福祉支援者と連携しながらどう対応していくかを、今あくせくしているという話をよく聞きます。そのことを念頭に置いた対応をしてほしいということだと思えます。そこはお受け止めいただければと思います。よろしくお願いします。

(白内委員)

今のことに関連があります。精神障害者の場合、普通の病気でも一般の病院でお断りされてしまうことがあります。ある会員のお嬢さんが、精神障害を持っている方が出産するときに、その病院探しに大変苦労したと、理解ある所で受けてもらったということがあります。

実際にテレビでやっていました。松沢病院で特別プロジェクトチームを作り、特別に受けてもらえないということでやったものでした。県はその辺の準備、もし精神障害者の当事者がコロナにかかった場合どうなるってしまうのだろうと、その点を一番心配しています。どうでしょうか。少しお話いただければと思います。

(事務局)

陽性患者が発生した場合、入院治療が必要な患者については、県内の医療機関と調整したうえで、入院先できちんとサポートしていただける所、病院と交渉します。現状、新型コロナウイルスは本年度、年初から発生していますが、原則医療機関で調整して入院している状況です。その辺は、こちらも粘り強く医療機関と調整したうえで、入院治療にあたっている状況です。

(白内委員)

実際に精神障害者の方で、そういう形で入院した方についてつかんでいらっしゃるのですか。

(事務局)

そこはつかんでおります。

(宗澤会長)

関口さん、どうぞ。

(関口(暁)委員)

私が補足していいかどうかわかりませんが、埼玉県精神科病院協会で県の疾病対策課と協議し、どことは言いませんが精神障害を持った方がコロナにかかった場合には、陰圧室で治療する所が何床が確保されていることは聞いております。うちの病院にもそのような打診がありました。県内に数床、コロナに罹った方の精神障害者を治療するベッドも確保していると聞いています。

(宗澤会長)

亀岡さん、どうぞ。

(亀岡委員)

今のお話に加えて、うちの息子も知的障害のある自閉症で、もしコロナになり入院となれば不安がすごく大きいです。受け入れてくれる病院を確保していただくことに加え、コミュニケーション手段、言葉だけではわからないことがたくさんあります。見てわかるようなものを用意していただくとか、ただでさえ病気になって入院すると不安が大きいです。受け入れてくれる病院には、コミュニケーション手段を用意しておいていただきたいと思っています。

(宗澤会長)

それはわかりますよね。

(事務局)

はい。

(宗澤会長)

医療機関で意志決定支援の合理的配慮を徹底する課題の一環として、今回コロナの問題を契機に一気に進めていただければと。そのチャンスとしてお考えいただければと思っています。

(大島委員)

資料10について確認をさせていただきたいのです。(案)なので、文言などはまだ検討されるかと思いますが、2番で「新型コロナウイルス感染症が発生した際」とあります。これは新型コロナウイルスにかかわらず「感染症対策として」と書かれている部分だと思います。新型コロナウイルスと限定することが良いことなのか、悪いことなのか…。

趣旨としては、コロナも含めた感染症対策ということだと思います。文言を今後少し検討していただければなと思いました、以上です。

(宗澤会長)

どうぞ。

(事務局)

これはまだ案の段階ですので、最終的には直していこうと考えているところです。

1点明らかにしてしまいますが、例えば「感染症対策」という章とした場合、インフルエンザも入りますが、特に障害者だけに限って検査・入院できる体制はとっていないため、わざわざ「新型コロナウイルス感染症が発生した場合」を加えた形になっています。

今後書き方についてはいろいろ検討していきたいと考えております。皆さま方が検査などいろいろ不安に思っていることは、受け止めさせていただきます。

(大島委員)

ありがとうございます。

(宗澤会長)

それと、コロナウイルスということでPCR検査の拡充を念頭に置いておられたのではないかと思います。つまり一般の感染症検査だけではなく、コロナにかかわったPCR検査の体制拡充を念頭に置いておられたのではないのでしょうか。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

コロナの検査体制につきましては、今後国から通知が出てきます。検査体制の拡充枠を進めていくなどの通知が出てきます。その内容を確認したうえで、お話させていただくことになろうかと思います。

(宗澤会長)

他、いかがでしょうか。

(宮野委員)

新型コロナウイルス感染症の一連の文章を読みました。ここでは「後遺症」としての視点が抜けていると思いました。皆さんは、検査をして陽性者を発見する部分にすごく関心が高いのですが、実際に感染症というのはいろいろな病気の引き金になっていて、重篤な病気を引き起こす可能性が高いものです。そのような観点で、例えば陰性になってもまったく動けなくなってしまう、仕事に行けなくなるという方が結構いらっしゃいます。数と現実どうなっているかは、まだ未知数だと思います。

それで、感染症の専門外来はやはり必要だと思います、埼玉県は何か対策をとっていただけないでしょうか。

(事務局)

後遺症の関係については、国が8月から実際に調査を始めていますが、その調査結果がまだ出ていません。県でもまだ把握していないのが実情です。県と国が歩調を合わせる形で調査結果を待ちたいと、現状は考えております。

ただ新聞報道によりますと、少なからず後遺症が残っている方もいらっしゃるこのことです。国の調査内容も含め、国の動向に注視していきたいと考えています。

(宗澤会長)

その他、いかがでしょうか。

(八木井委員)

資料12の1の(3)について。最後の「職員への慰労金の支給」のところで、県単事業の生活ホームの職員も含まれますか。お願いします。

(宗澤会長)

どうぞ。

(事務局)

職員の慰労金の支給についてのご質問について。これは国の事業になっており、県独自の事業で行なっている生活ホームの職員などは、慰労金の対象にはなっていません。

(宗澤会長)

ということだそうです。

(八木井委員)

おかしいですね。

(宗澤会長)

障害のある方への支援をしているという意味では、同じ仕事をしています。そこでできるだけ同じように扱うことが筋というご意見ですよね。それは一度事務局で引き取って、ご検討いただければと思うのですが。

(事務局)

議会でも同じ質問が出ていて、県独自でできないかと、検討しているところです。

(宗澤会長)

議会でも出ているそうですので、とりあえずご検討いただくことで、よろしいでしょうか。

(八木井委員)

ありがとうございます。

(宗澤会長)

他になければ…。ありますか。

(中井委員)

中井と申します。新型コロナウイルスで東京オリンピック・パラリンピックが延びて、開催されるかどうかまだ確実ではありませんが、開催されれば来年。まさに第6期の計画の中に入ります。

議事の「(2) 計画の構成 (案) 第5章のⅡ、5 (4)」でも東京パラリンピック関連のことも書いてありました。この感染症対策のところを書くか、今申し上げた「計画の構成 (案)」に書くか。パラリンピックもまさに第6期の計画に入りますので、今後の開催動向や支援の展開を踏まえて、記述を充実させていただきたいなと思いました。

(関口 (正) 委員)

入所している障害者がサポートを受けています。その入所している施設がコロナの関係で閉所となったとき、自宅へ帰るといった場面があります。そのようなとき、今まで受けていたサポートが同じように受けられるか、円滑に切り替えられるか、不安に思っています。いかがでしょうか。

(事務局)

入所施設において感染が見つかった場合、先ほど事務局からの説明があったCOVMA Tを基本的に速やかに派遣するというスキームが1つあります。その中で管轄保健所とCOVMA Tの中で入所施設内部で感染拡大をしないような処置を速やかにとる、これが1つあります。また入所者、職員の方々にも感染の疑いが当然出てきますので、速やかにPCR検査をして確認していく手順を踏まえています。

その中でサポートといった場合、例えば入院されるケース。重症化は保健所の判断となりますが、入院先でのサポートもご家族の皆さまによるもの、職員の皆さまによるもの、これはそれぞれのケースごとに判断していくべきものかなと思います。それが円滑に確実に行なわれるかどうかは、努力していかなければいけないと感じているところです。

以上です。

(関口 (正) 委員)

ありがとうございます。

今の場合だと入院という形をおっしゃっていましたが、これが自宅で療養する、あるいはその方自身は感染していなかったのが自宅という形でした。そのときでも同じようなサポートは円滑に移行できるのでしょうか。

(宗澤会長)

感染事故が起きたとしても、日常生活に差しさわりのないような支援の継続性を担保してほしいと、そういうご要望として受け止めてよろしいでしょうか。

(関口 (正) 委員)

はい。

(宗澤会長)

これは非常に強いご要望だと思います。そのようなご意見に即した対応が、計画内容に何らかの形で盛り込まれるようにご検討いただければとも思います。よろしいですね。

(事務局)

はい。

(宗澤会長)

それでは誠に申し訳ないのですが会場の都合もあり、その他へ進みます。

事務局から何かありますか。

(事務局)

それではすみません、その他で今後のスケジュールについて説明いたします。参考資料4をご覧ください。

こちらに、今後の日程等について掲載しました。時系列に説明します。まずワーキングチーム関係からお話します。

「2 ワーキングチーム日程会場」をご覧ください。2回目のワーキングチームは10月に開催予定となっています。こちらでは第6期障害者支援計画の素案について、こちらから提示し、ご協議いただきたいと思います。

Aチームは10月14日水曜日、Bチームは10月12日月曜日、Cチームは10月16日金曜日、それぞれ10～12時、場所は県庁の本庁舎1階の福祉部会議室で行いたいと考えています。

その後、上の1番を見てください。第3回の施策推進協議会を11月30日月曜日に開催する予定です。会場は県民健康センター大会議室Cです。時間は本日と同じ10～12時となっています。この第3回では第6期障害者支援計画についてご協議いただきたいと思います。

以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。これで他にはもうありませんか。

(岡野委員)

すみません、ワーキングチーム第1回はオンライン会議をしました。次もオンライン会議の予定はありますでしょうか。

(事務局)

コロナの感染状況によりますが、次回は今日のように集まり、なるべく感染予防の対策をとり、行ないたいと思います。

(岡野委員)

ありがとうございます。

(宗澤会長)

以上で、議題はすべて終了しました。本日も円滑な会議運営にご協力いただきましたこと、感謝申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会いたします。

委員の皆さま、どうもありがとうございました。